

## 今治港コンテナ航路利用拡大助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、今治港コンテナ航路を利用する荷主に対し、今治市港湾振興協会（以下「振興協会」という。）が予算の範囲内でコンテナ貨物輸送に要する経費の一部を助成することにより、今治港における利用促進に寄与することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成金は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者（個人も含む。以下同じ。）が荷主となる場合に交付するものとする。

(1) 国内に事業所を有する事業者であるもの

(2) 次のいずれかに該当する事業者であるもの

ア 当年度の今治港コンテナ航路を利用したコンテナ貨物取扱量（空コンテナを除く。以下「貨物取扱量」という。）又は小口混載貨物取扱量が、前年度における今治港コンテナ航路を利用した貨物取扱量又は小口混載貨物取扱量と比較して、増加しているもの

イ 前年度の今治港コンテナ航路の利用実績があるものであって、当年度において前年度に輸出実績のない最終船卸港への輸出又は輸入実績のない最初船積港から輸入により貨物取扱量又は小口混載貨物取扱量があったもの

### (助成対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業は、当年度に今治港コンテナ航路を利用する事業とする。

### (助成金の額等)

第4条 助成金の額は、別表のとおりとする。

2 助成金は、予算の範囲内とし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は、超過部分については交付しないものとする。この場合において、同一の受理日となる複数の交付申請があったため、交付すべき額が予算額を超えたときは、それぞれに交付すべきであった額により予算残額を案分して交付する。

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、当年度末までに、今治港コンテナ航路利用拡大助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、会長に提出するものとする。

（交付決定）

第6条 会長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、要件を満たしている場合は、その旨当該申請者に今治港コンテナ航路利用拡大助成金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するとともに、助成金を交付し、不交付の場合は今治港コンテナ航路利用拡大助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 審査にあたっては、必要に応じ、申請者に必要な書類の提出や取引関係書類の提出等を求めることがある。

（助成金の返還）

第7条 会長は虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

（併用請求の不可）

第8条 当該助成事業は、他に振興協会が実施する助成事業と併用して請求することはできない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるほか、この助成金の交付にかかる必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の今治港コンテナ航路利用拡大助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

貨物	(1) コンテナ貨物	(2) 小口混載貨物
助成額	次に掲げる貨物取扱量に対し、1 TEUにつき 10,000 円  ① 第2条第2号アに掲げる場合 前年度に比べ増加した当年度の貨物取扱量 ② 第2条第2号イに掲げる場合 当年度において前年度に輸出実績のない最終船卸港への輸出し、又は輸入実績のない最初船積港から輸入した貨物取扱量	次に掲げる混載貨物取扱量に対し、1立方メートル又は1トン（小数点以下端数切捨て）につき 2,000 円  ① 第2条第2号アに掲げる場合 前年度に比べ増加した当年度の混載貨物取扱量 ② 第2条第2号イに掲げる場合 当年度において前年度に輸出実績のない最終船卸港への輸出し、又は輸入実績のない最初船積港から輸入した混載貨物取扱量
助成額上限	1事業者につき 200,000 円	1事業者につき 100,000 円
備考	①と②は併用不可	①と②は併用不可

※（1）と（2）は併用不可

※ 20フィートコンテナ1個は1TEUとし、40フィートコンテナ1個は2TEUとして取り扱うものとする。

※ 小口混載貨物とは、コンテナ1個分に満たない貨物を、複数の荷主が同一コンテナに混載することをいう。なお、数量は、容積1立方メートル又は重量1トンを1単位とし、いずれか大きい方を採用するものとする。